

## 58—01 P U D T

## 判定の手続

## 1. 判定を求める対象

判定を求める対象は、特許発明の技術的範囲（→58—00の1.の注）である（特§71①、実§26→特§71①、意§25①、商§28①、§68③→§28①）。

## 2. 判定を求める手続

判定の手続は特§71③により審判の手続を準用している。

## (1) 判定請求書

特許発明の技術的範囲について判定を求める者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない（特§71③、特施規§39、実§26→特§71③、実施規§23⑦→特施規則§39、意§25③→特§71③、意施規§19⑤→特施規§39、商§28③→特§71③、商§68③→§28③→特§71③、商施規§22④→特施規§39）。

一号 判定請求事件の表示（→ア）

二号 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人又は法人でない社団等にあつては代表者の氏名（→イ）

三号 請求の趣旨及びその理由（→ウ）

## ア 判定請求事件の表示

特許（登録）番号を用い、公告番号、公開番号、出願番号を用いない。

「特許第〇〇号判定請求事件」のように記載する（特施規§39、様式57、備考1）。

## イ 当事者の表示

(ア)被請求人があるときは、必ず記載する。

ただし、被請求人の存在しない請求もあり得る（→(2)イ）ので、そのときには、被請求人を記載する必要はない。

被請求人が権利者であるときには、権利者を記載する。このとき、被請求人の住所（居所）、氏名（名称）が登録原簿に記載されたものと一致していることが必要である。

(イ) 判定を請求する者が権利者であるときも同様に、判定請求書の請求人の住所（居所）、氏名（名称）と登録原簿のそれが一致していることが必要である。

#### ウ 請求の趣旨・理由の表示

請求の趣旨は、一定の技術内容（これを通常(イ)号図面又は(イ)号説明書（→エ）によって特定する。）が特許発明の技術的範囲に属するか属しないかのどちらか一方を記載して判定が請求されるのが通常である。

これは、登録実用新案についても同様である。

登録意匠及びこれに類似する意匠に関しては、通常、イ号図面及びその説明書に示す意匠は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属する（属しない）との判定を求める旨記載される。

登録商標に関しては、通常、商品〇〇〇に使用する・・・・・・号標章に登録第〇〇号商標の商標権の効力は及ぶ（及ばない）との判定を求める旨記載される。

#### エ (イ)号について

(イ)号とは、判定の請求において、相手方があるときにはその相手方の実施するもの、及び権利者が相手方なしで判定を請求するときには権利者のものと対比されるものをいう。

(イ)号は、(イ)号図面、(イ)号説明書、(イ)号標章というように表示される。判定請求一件につき、(イ)号は一個である。

### (2) 判定を求める態様の例

判定を求める態様は、その利用の仕方によって、以下のようなものが考えられる。

#### ア 相手方があり、当事者対立構造をとる例

(ア) 特許権者が、現に実施し、又は実施していた第三者のものについて、その者を相手方として判定を求める

(イ)特許権者が、他の特許権者の発明について、その特許権者などを相手方として判定を求める

(ウ)特許権者以外のものが、特許権者を相手方として、自己の実施し、又は実施しようとしているものについて判定を求める

(エ)専用実施権者が、現に実施し、又は実施していた第三者のものについて、その第三者を相手方として判定を求める

(オ)専用実施権者以外のものが、専用実施権者を相手として、自分で実施し、又は実施しようとしているものについて判定を求める

#### イ 相手方のない例

(ア)特許権者が、自分で実施しているもの、あるいは実施しようとしているものについて、判定を求める

(イ)実施者が不明なものについて、特許権者が判定を求める

(ウ)専用実施権者が自分で実施しているものについて、判定を求める

(エ)実施者が不明なものについて、専用実施権者が判定を求める

### (3) 判定を請求する者と利害関係

判定を請求する者は、原則的には判定の結果について、法律上の利害関係がある必要はない。

これは、その旨の規定もなく、また、判定が法的拘束力を有しないため、判定の結果によって、その権利に対する法的地位に何ら変動を及ぼすものではないからである。

しかし、制度の趣旨からみると、判定を求める必要性が判定請求書の理由の欄に記載されるのが好ましい。

### (4) 判定を請求できる時期

判定は、原則として、権利の消滅後でも20年間（→58—03の1.(3)）は請求することができる。

## 3. 登録原簿への記載など

判定の請求があったときは、登録原簿の欄外にその旨が記載される。また特

許公報にもその旨が公示される。

(改訂H27.2)